

環境経営レポート

エコアクション21

(第5版)

活動期間：2023年 8月 1日 ～ 2024年 7月 31日

発行日 2024年 10月 31日



有限会社 協和清掃企業

〒 861-8030

熊本県熊本市東区小山町1948番地3

☎ 096-388-0777

📠 096-388-0778



認証番号0013278

目 次

1.	会 社 概 要	3 ~ 5
2.	環 境 経 営 方 針	6
3.	実 施 体 制	7
4.	許 可 の 内 容	8 ~ 9
5.	運 搬 車 両 の 種 類 及 び 台 数	10 ~ 11
6.	環 境 経 営 目 標	12
7.	環 境 経 営 実 績	13 ~ 14
8.	環 境 経 営 計 画	15
9.	全体の評価及び次年度の取り組み	16 ~ 18
10.	環境関連法規等の順守状況の確認 及び評価の結果違反、訴訟等の有無	19 ~ 20
11.	SDGs へ の 取 組	21
12.	代表者による全体の評価と見直し	22

1. 会 社 概 要

①事業所名及び代表者名

本 社 有限会社 協和清掃企業 代表取締役 角田 桂一
支 社 有限会社 協和清掃企業 菊陽支店 支 店 長 岡崎 学
積 替 所 有限会社 協和清掃企業 土場 代表取締役 角田 桂一

②所在地

本 社 熊本県熊本市東区小山町1948番地3 TEL : 096-388-0777
FAX : 096-388-0778
Email: kyowa-ss@atlas.plala.or.jp
HomePage <https://www.kyowa-sk.com/>
支 社 熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼156番地1 TEL : 096-285-8463
FAX : 096-285-8467
積 替 所 熊本県熊本市東区小山町1981番地1

③創立 1973年（昭和48年）8月13日

④資本金 300万円

⑤環境管理責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者 岡崎 ひとみ 連絡先：協和清掃企業 本社
Email: kyowa-h.o@bz04.plala.or.jp

⑥事業内容

建設業（土木工事業・しゅんせつ工事業・建築工事業・とび・土工工事業・石工事業・鋼構造物工事業・舗装工事業・水道施設工事業・電気工事業・管工事業・塗装工事業）
一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬業

⑦事業年度

期首 8月 期末 7月

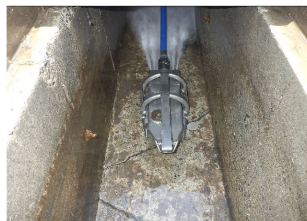
⑧認証・登録番号、対象登録範囲

建設業（土木工事業・しゅんせつ工事業）・一般廃棄物収集運搬・産業廃棄物収集運搬
0013278（有効期限：2023年5月6日～2025年5月5日） 全組織（本社・支社・積替所）・全活動

⑨事業の規模

項 目		2017年度 2017年8月～2018年7月	2018年度 2018年8月～2019年7月	2019年度 2019年8月～2020年7月	2020年度 2020年8月～2021年7月	2021年度 2021年8月～2022年7月	2022年度 2022年8月～2023年7月	2023年度 2023年8月～2024年7月
売上高		238百万円	281百万円	338百万円	394百万円	444百万円	501百万円	611百万円
従業員数		28名	27名	27名	28名	29名	32名	37名
総敷地面積		657.10㎡	3955.91㎡	3955.91㎡	3955.91㎡	3955.91㎡	3955.91㎡	3955.91㎡
床面積		162.20㎡	313.98㎡	313.98㎡	313.98㎡	313.98㎡	313.98㎡	313.98㎡
産業廃棄物 収集運搬量	自社排出分	3.3 t	2.5 t	3.2 t	2.8 t	14.72 t	7.46 t	13.94 t
	受託又は受領 した廃棄物	42.5 t	112.38 t	113.38 t	129.92 t	89.95 t	73.79 t	70.82 t
一般廃棄物 収集運搬量	自社排出分	1.09 t	1.03 t	1.18 t	0.91 t	0.89 t	0.87 t	1.18 t
	受託又は受領 した廃棄物	897.2 t	642.8 t	723.8 t	789.71 t	808.59 t	791.7 t	1305.9 t

⑩主な業務内容



道路側溝・水路および調整池、排水機場等に堆積した土砂等を清掃・浚渫することにより、機能回復および環境衛生の向上に努めております。有限会社協和清掃企業では高圧洗浄車や強力吸引車および特殊強力吸引車などあらゆる浚渫車両と技術を整え、さまざまな状況に最も効果的に対応しています。

清掃・浚渫 (側溝・水路・調整池・排水機場等)



道路の異常箇所等をはじめとする道路利用者からの苦情や要望に迅速に対応し、適切な道路維持管理を実施するべく、管内一円を数エリアに分割し道路パトロールを実施し、落石・崩土等の撤去、道路構造物等の破損箇所、ポットホール等の補修、落下物の撤去、除草・伐木、路面清掃、動物死骸処理等の業務を受託しています。

道路維持パトロール



道路路面清掃では、道路管理者が管理する道路において、路面清掃車により車道・歩道部の塵埃、落ち葉等を除去し、交通安全と沿道住民の生活環境の保全に努めております。

路面清掃



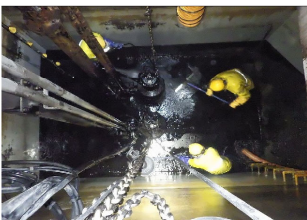
地下に埋設されている管路施設を放置すれば管路自身の機能を低下させるばかりでなく、他の施設等への影響を与える「道路陥没」や「下水の溢水」に至る恐れもあるため、高圧洗浄車等を使用し、管渠内清掃やTVカメラ車による管渠内調査を行い、住民の生活に大きな影響を与えないよう未然に防ぐための維持管理を行っております。



下水道管路施設維持管理 (清掃・調査・改築・修繕)



ポンプ場の維持管理は、処理区内のポンプ場性能を維持し、常に安全かつ良好な状態を保ち、設備の耐久化を図るためのものである。処理区内の各ポンプ場は、いかなる時も正常な運転を確保する使命を有しているので、弊社は、下水道法他、関係法令の規定を遵守し、迅速かつ適正な維持管理を行っております。



下水道管路施設維持管理 (中継ポンプ場維持管理)



調整池の清掃

特殊強力吸引車・強力吸引車等を使用した調整池の清掃。堆積物や雑草等による機能低下を防ぐため、定期的な清掃を行っています。

Before



After



路面の清掃

路面清掃車を使用した路面の清掃。車道・歩道部の塵埃、落葉などを除去し、環境の美化・安全に努めています。

Before



After



環境経営方針

【基本理念】

有限会社協和清掃企業は、建設業および道路維持管理業・産業廃棄物収集運搬業を通じて、環境保全や地球温暖化の防止に取り組み、明日のより快適に、より美しい都市環境に貢献することを目指します。

【基本方針】

環境負荷を低減するために、次に掲げる環境活動に取り組みます。

1. 二酸化炭素排出量削減のため省エネルギーの推進に努めます。
2. 廃棄物の徹底的な削減及び分別リサイクルの推進に努めます。
3. 適切な利用による水使用量の削減に努めます。
4. 環境に配慮した工事に努めます。
5. 事務用品等の節約およびグリーン購入の推進に努めます。
6. 地域や関係団体の環境活動に積極的に参加します。
7. 環境関連法規制等を遵守します。
8. これらの活動は継続的に改善に努めます。

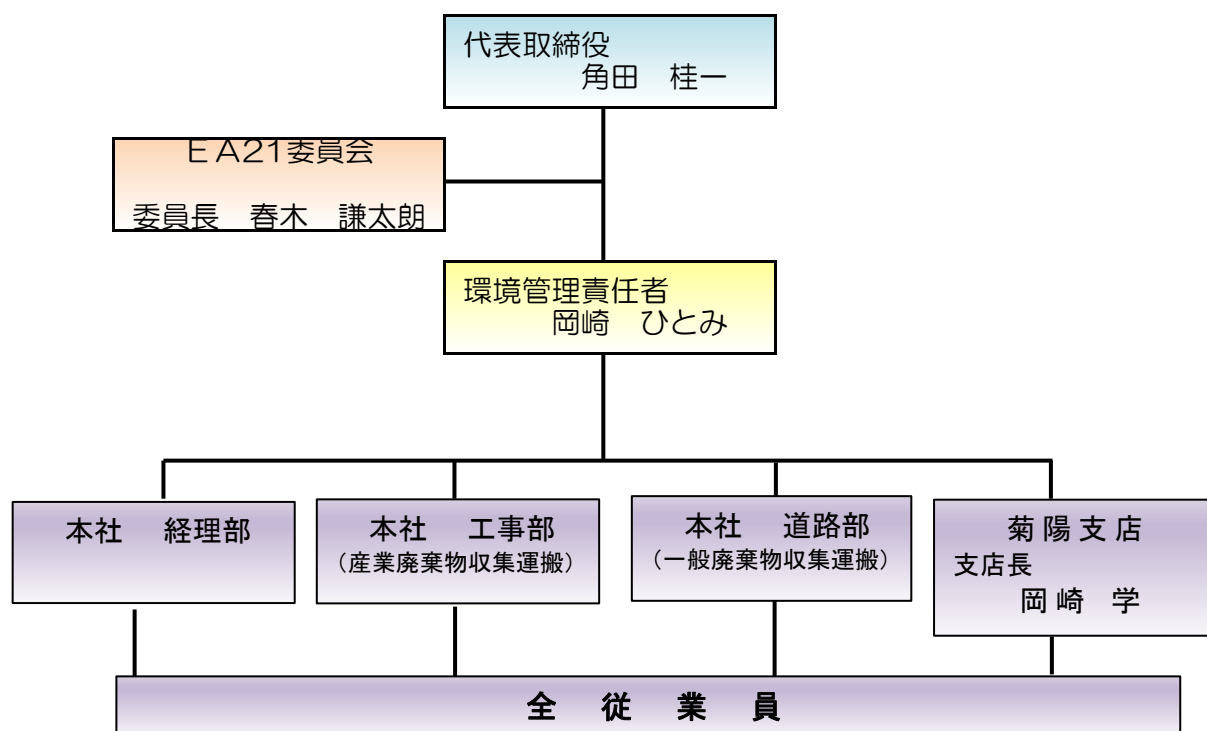
環境経営方針は全従業員に周知します。

制定日 2020 年 8 月 1 日



有限会社 協和清掃企業
代表取締役 角田 桂一

3. 実 施 体 制



役割・責任・権限	
代表者	環境経営に関する総括責任、環境管理責任者の任命
	環境方針の策定・見直し及び全従業員への周知
	環境目標及び環境活動計画書を承認
	代表者による全体の評価と見直しの実施、レポートの承認
環境管理責任者	環境経営システムの構築、実施、管理
	環境関連法規等の取りまとめ表を承認
	環境目標・活動計画書と経営レポートの確認
	環境活動の取組結果を代表者へ報告
E A21委員会	環境管理責任者の指示のもと、経営環境システムの運用を行う
	方針に基づき、目標及び活動計画の策定を行い、承認を得る
	活動の実績結果を集計、環境管理責任者に報告する
部門長	担当する部門における環境経営システムの実施
	担当する部門における環境方針の周知
	担当する部門における従業員に対する教育訓練の実施
	担当する部門の問題点の発見、是正、改正処置の実施
全従業員	環境方針の理解と取組課題の把握、及び実施
	ルールを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加する

4. 許 可 の 内 容

①一般建設業の許可の内容

許可番号	熊本県知事 許可 (般-3) 第 6848 号	
有効年月日	令和3年10月1日～令和8年9月30日まで	令和3年11月10日～令和8年11月9日まで
建設業の種類	土木工事業、しゅんせつ工事業	建築工事業、とび・土工工事業・石工事業・鋼構造物工事業・舗装工事業・水道施設工事業

②一般貨物運送業の許可の内容

許可年月日	平成17年2月24日	許可番号	九運貨物第 1129 号
事業計画変更年月日	令和元年10月1日	許可番号	九運熊本第 908 号
菊陽営業所・同休憩施設	熊本県菊池郡菊陽町津久礼156番地1 休憩室・6.39㎡		
本社営業所第一自動車庫	熊本市東区小山町1981番地 (収容能力) 666.00㎡		
本社営業所第二自動車庫	熊本市東区小山町1949-1、1949-2 (収容能力) 345.35㎡		

③廃棄物収集運搬の許可の内容

【一般廃棄物】

許可番号	許可年月日	有効年月日	事業の範囲	廃棄物の種類
熊本市 第23R-170号	令和5年4月1日	令和7年3月31日	収集運搬業 (積替・保管行為を除く)	ごみ (事業ごみと臨時の家庭ごみ)

【産業廃棄物】

許可番号	許可年月日	有効年月日	事業の範囲
熊本市 08111018238	令和2年5月14日	令和7年5月13日	収集運搬業 (積替を含む)
熊本県 04301018238	令和6年7月1日	令和11年6月30日	収集運搬業 (積替・保管行為を除く)
福岡県 04000018238	令和4年4月4日	令和9年4月3日	収集運搬業 (積替・保管行為を除く)
宮崎県 04504018238	令和2年10月8日	令和7年10月7日	収集運搬業 (積替・保管行為を除く)
鹿児島県 04602018238	令和2年11月12日	令和7年11月11日	収集運搬業 (積替・保管行為を除く)
岡山県 03300018238	令和4年12月26日	令和9年12月25日	収集運搬業 (積替・保管行為を除く)

④産業廃棄物 取得状況一覧表

官庁名	許 可 項 目							
	運 搬						積 替	保 管
	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃アルカリ	動植物性残さ	動物のふん尿		
熊本市	● ○	●	● ○	● ○	●	●	○ 汚泥・廃酸・廃アルカリのみ	-
熊本県	※別頁に別途記載							
福岡県	●	●	●	●	●	●	-	-
宮崎県	●	●	●	●	●	●	-	-
鹿児島県	●	●	●	●	●	●	-	-
岡山県	※別頁に別途記載							

※ 積替場所…熊本県熊本市東区小山町1981番地 (土場)
 積替面積…90.0㎡
 積替能力…19.75 t (最大保管量)

熊本県の産業廃棄物取り扱い状況一覧表

(有)協和清掃企業 産業廃棄物収集運搬業許可証より抜粋

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—	—	—	—
汚泥	—	○		○	—
廃油	—	—		—	—
廃酸	—	—		—	—
廃アルカリ	—	—		—	—
廃プラスチック類	—	○		○	—
紙くず	—	—		—	—
木くず	—	—		—	—
繊維くず	—	—		—	—
動植物性残さ	—	—		—	—
ゴムくず	—	—		—	—
金属くず	—	—		○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○		○	—
鋳さい	—	—		—	—
がれき類	—	○		—	—
動物のふん尿	—	—		—	—
ばいじん	—	—		—	—

岡山県の産業廃棄物取り扱い状況一覧表

別表

取り扱う産業廃棄物の種類

有限会社協和清掃企業

産業廃棄物の種類		取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	
		積替え・保管を行う産業廃棄物の種類		無	
		取扱う 品目	限定がある場合 その内容	取扱う 品目	限定がある場合 その内容
1	燃え殻	○		—	
2	汚泥	○		—	
3	廃油	○		—	
4	廃酸	○		—	
5	廃アルカリ	○		—	
6	廃プラスチック類	○		—	
	自動車等破砕物	—		—	
7	紙くず	○		—	
8	木くず	○		—	
9	繊維くず	○		—	
10	動植物性残さ	○		—	
11	動物系固形不要物	—		—	
12	ゴムくず	○		—	
	金属くず	○		—	
13	自動車等破砕物	—		—	
14	ガラスくず等	○		—	
	自動車等破砕物	—		—	
15	鋳さい	○		—	
16	がれき類	○		—	
17	動物のふん尿	○		—	
18	動物の死体	—		—	
19	ばいじん	○		—	
20	産業廃棄物処理物	—		—	
21	輸入廃棄物	—		—	

石綿含有産業廃棄物 が含まれるかどうか	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
	含む	
水銀使用製品産業廃棄物 が含まれるかどうか	含む	—
水銀含有ばいじん等 が含まれるかどうか	含まない	—

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。
・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くずのこと。
・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

5. 運搬車両の種類及び台数

①運搬車両

※ () 内は自動車登録番号

※（ ）内は自動車登録番号

種 別	最大積載量	保有数	環境達成区分	保有数	
産業廃棄物 収集・運搬車両	強力吸引車	3 t	1 台	平成27年度燃費基準5%向上達成車（2205）	1 台
	強力吸引車	4 t	1 台		台
	特殊強力吸引車	5 t	1 台		台
	特殊強力吸引車	10 t	3 台	平成27年度燃費基準5%向上達成車（1905・1911）	2 台
	クレーン付きダンプ	3 t	1 台	平成27年度燃費基準10%向上達成車（9732）	1 台
	小 計		7 台	燃費基準達成車 小 計	4 台
一般廃棄物 収集・運搬車両	塵芥車	2 t	1 台	平成27年度燃費基準達成車（306）	1 台
	ダンプ	2 t	1 台	平成27年度燃費基準達成車（6835）	1 台
	脱着式トラック	4 t	1 台	平成27年度燃費基準達成車（1706）	1 台
	路面清掃車 小型スイーパー（自社）	3 t	1 台		台
	路面清掃車 大型スイーパー（貸与）	8 t	1 台	平成27年度燃費基準達成車（2115）	1 台
	路面清掃車 小型スイーパー（貸与）	3 t	1 台	平成27年度燃費基準10%向上達成車（3596）	1 台
	小 計		6 台	燃費基準達成車 小 計	5 台
合 計		13 台	燃費基準達成車 合 計	9 台	

②その他の車両

種 別	保有数	環境達成区分	保有数
高圧洗浄車	3 台	平成27年度燃費基準達成車（8313・2104・2209）	3 台
給水車	2 台	平成27年度燃費基準達成車（101・2302）	2 台
TVカメラ車	1 台	平成27年度燃費基準10%向上達成車（494）	1 台
ダブルキャブ	5 台	平成27年度燃費基準達成車（8195・7407・7427・9130）	4 台
軽トラック	2 台	平成27年度燃費基準25%向上達成車（6666・2307）	2 台
バン（普通・軽）	3 台	平成27年度燃費基準達成車（5465・4834・2404）	3 台
営業車	9 台	令和2年度燃費基準123%達成車（1408）	1 台
		平成27年度燃費基準10%向上達成車（1707）	1 台
		電気自動車（929）	1 台
		ハイブリット車（2108）	1 台
		ハイブリット車（2109）	1 台
		ハイブリット車（9400）	1 台
		平成27年度燃費基準20%向上達成車（2303・2305・3588）	3 台
合 計	25 台	燃費基準達成車 合 計	24 台

③支店

種 別	保有数	環境達成区分	保有数
営業車	1 台	平成27年度燃費基準25%向上達成車 (2211)	1 台
合 計	1 台	燃費基準達成車 合 計	1 台

全保有台数

39 台

燃費基準達成車保有台数

34 台



全保有台数中

低公害車導入率87.2%



主な保有車両



特殊強力吸引車10t



E5450119-11
パネノロベスター

[詳細へ](#)

特殊強力吸引車10t



E5450119-05
ローノズスパーミュービル

[詳細へ](#)

特殊強力吸引車10t



E5450119-43
マンモスタンパー

[詳細へ](#)

特殊強力吸引車5t



E5450119-02
ローノズスパーミュービル

[詳細へ](#)

特殊強力吸引車 (10t,5t)

強力吸引車 (3t,4t)

強力吸引車4t



E5450119-57
マンモスタンパー

[詳細へ](#)

強力吸引車3t



E5450119-22-03
モービルバック

[詳細へ](#)

高圧洗浄車4t



E5450119-13
ターボジェット

[詳細へ](#)

高圧洗浄車3t



E5450119-04
ターボジェット

[詳細へ](#)

高圧洗浄車3t



E5450119-09
ターボジェット

[詳細へ](#)

高圧洗浄車 (3t,4t)

給水車 (2t,3t)

給水車3t



E5450119-10
パネユームカー

[詳細へ](#)

給水車3t



E5450119-02
パネユームカー

[詳細へ](#)

管束内Vカメラ車



E5450119-49
IPEK ロボアン

[詳細へ](#)

TVカメラ車

道路維持 パトロール車

道路維持パトロール車



E5450119-30
トヨタダイナダブルキャブ

[詳細へ](#)

道路維持パトロール車



E5450119-95
トミエースダブルキャブ

[詳細へ](#)

道路維持パトロール車



E5450119-74-77
トミエースダブルキャブ

[詳細へ](#)

道路維持パトロール車



E5450119-74-97
トミエースダブルキャブ

[詳細へ](#)

クレーンダンプ3t



E5450119-73
いすゞ3tダンプ UNICクレーン式

[詳細へ](#)

ダンプ2t



E5450119-35
Hダンプ トラック

[詳細へ](#)

小型路面清掃車5t



E5450119-04
見通し式路面清掃車 H-A75min型

[詳細へ](#)

廃棄車2t



E5450119-306
回転式バックカー

[詳細へ](#)

脱着器付コンクリート車4t



E5450119-06
ハイパスインクフックロー

[詳細へ](#)

その他の 車両

※P18【軽油使用量】の路面清掃車は、市からの貸与車両のため、当社の保有車両としては掲載しない

6. 環境経営目標

削減対象項目			2018年（基準年）		2023年度目標 （-4%）	2024年度目標 （-5%）	2025年度目標 （-6%）	2026年度目標 （-7%）	2027年度目標 （-8%）
			使用量実績	二酸化炭素排出量 （kg-CO2）					
電気使用量（kwh）	本社		11,724.00	6,131.65	11,255.04	11,137.80	11,020.56	10,903.32	10,786.08
	支社		2,248.00	1,175.70	2,158.08	2,135.60	2,113.12	2,090.64	2,068.16
ガソリン使用量（ℓ）	本社		6,149.09	14,265.89	5,903.13	5,841.64	5,780.14	5,718.65	5,657.16
	支社		4,085.64	9,478.68	3,922.21	3,881.36	3,840.50	3,799.65	3,758.79
軽油使用量（ℓ）	本社		46,749.93	120,614.82	44,879.93	44,412.43	43,944.93	43,477.43	43,009.94
灯油使用量（ℓ）	本社		138.00	343.62	132.48	131.10	129.72	128.34	126.96
二酸化炭素排出量合計 （kg-CO2）			本社	141,355.98	135,701.74	134,288.18	132,874.62	131,461.06	130,047.50
			支社	10,654.39	10,228.21	10,121.67	10,015.13	9,908.58	9,802.04
			会社全体	152,010.37	145,929.95	144,409.85	142,889.75	141,369.64	139,849.54
一般廃棄物	自社排出分	本社 （kg）	1,009.60		969.22	959.12	949.02	938.93	928.83
		支社 （kg）	24.00		23.04	22.80	22.56	22.32	22.08
		会社全体	1,033.60		992.26	981.92	971.58	961.25	950.91
	紙使用量 （シュレッダー ごみ）	本社 （kg）	150.00		144.00	142.50	141.00	139.50	138.00
		支社 （kg）	4.80		4.61	4.56	4.51	4.46	4.42
		会社全体	154.80		148.61	147.06	145.51	143.96	142.42
産業廃棄物	自社排出分	本社 （t）	2.50		2.40	2.38	2.35	2.33	2.30
水使用量		本社 （㎡）	964.00		925.44	915.80	906.16	896.52	886.88
		支社 （㎡）	12.00		11.52	11.40	11.28	11.16	11.04
		土壌 （㎡）	116.00		111.36	110.20	109.04	107.88	106.72
		会社全体	1,092.00		1,048.32	1,037.40	1,026.48	1,015.56	1,004.64
環境に配慮した工事	本社	施工する工事に 関する様々な 配慮		※8.環境経営 目標の活動に 伴う働きかけ	活動の実施	活動の実施	活動の実施	活動の実施	活動の実施
グリーン購入推進	本社 （品目）	測定開始			5品目以上	5品目以上	5品目以上	5品目以上	5品目以上
	支社 （品目）	測定開始			2品目以上	2品目以上	2品目以上	2品目以上	2品目以上
ボランティア等の 環境活動	本社 （回）	測定開始			年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
	本社 （回）	測定開始			年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上

※1 本社・支社の電力は、2021年5月より電気事業者変更（九州電力→新出光）のため、調整後排出係数【0.523kg-CO2/kwh】で計算
（目標値を設定しやすいよう、基準年の2018年も新出光の調整後排出係数0.523kg-CO2/kwhで統一）

※2 菊陽支店の軽油使用量を、本社分の計上と一歩化した

※3 一般廃棄物及び産業廃棄物の【受託分】は、指定された処分場への搬入のため、目標は除く

※4 紙使用量の削減は、シュレッダーごみや印刷ミス等で破棄処分となった紙の重さ（kg）を記入している

※5 化学物質の使用なし

※6 2022年12月より、本社に太陽光発電パネルを設置。発電分を差し引いた値を電気使用量として計上する

7. 環 境 経 営 実 績

【今年度】2023年度					
削減対象項目		使用量実績	目標達成率(%)※	二酸化炭素排出量 (kg-CO2)	前年度使用量との 対比(倍)
電気使用量(kwh)	本社	17,567.00	64.1	9,187.54	1.29
	支社	3,255.00	66.3	1,702.37	1.11
ガソリン使用量(ℓ)	本社	15,031.77	39.3	34,873.71	1.76
	支社	218.59	1,794.3	507.13	0.77
軽油使用量(ℓ)	本社	52,147.01	85.3	134,539.28	1.18
灯油使用量(ℓ)	本社	728.95	18.2	1,815.09	0.59
二 酸 化 炭 素 排 出 量				目標との差	
		2023年度目標	全項目での合計(kg-CO2)		
本社		134,631.76	180,415.62		未達 45,783.86
支社		10,228.21	2,209.50		達成 -8,018.71
会社全体		144,859.98	182,625.12		未達 37,765.14
一般廃棄物	自社排出分	本社(kg)	1,167.00	83.1	1.38
		支社(kg)	21.35	107.9	0.93
		会社全体	1,188.35	83.5	1.37
	紙使用量 (シュレッダーごみ)	本社(kg)	29.20	493.2	0.36
		支社(kg)	1.90	242.5	0.97
		会社全体	31.10	477.8	0.37
産業廃棄物	自社排出分※	本社(t)	13.94	17.2	1.87
水使用量		本社(m)	1,092.00	84.7	1.06
		支社(m)	15.00	76.8	0.83
		土場(m)	410.00	27.2	1.05
		会社全体	1,517.00	69.1	1.05
環境に配慮した工事※	本社	実施できた	実施できた		
グリーン購入推進	本社(品目)	5	100.0		1.00
	支社(品目)	2	100.0		1.00
ボランティア等の 環境活動	本社(回)	1	100.0		1.00
	支社(回)	1	100.0		1.00

※1 達成率の赤字は目標未達、青字は目標達成を表す

※2 目標80%以下の場合は「是正処置及び予防処置」を行う

※3 環境に配慮した工事については目標値は定めず、環境経営目標の達成・未達での評価とする

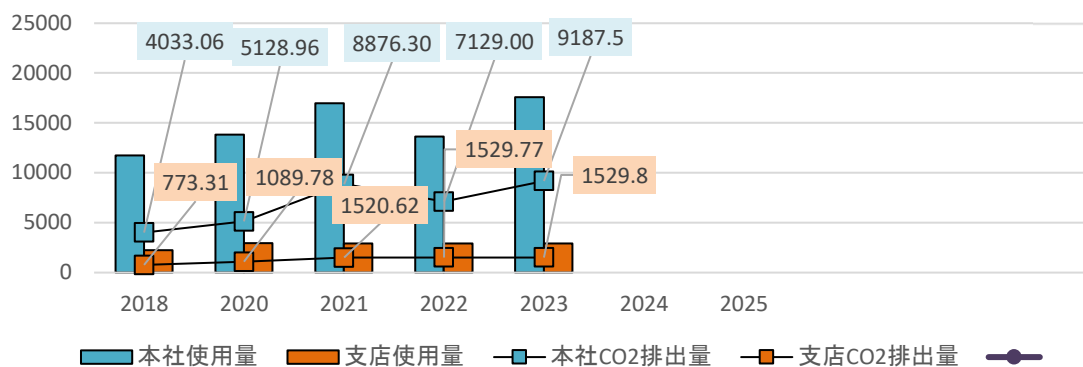
※4 産業廃棄物の自社排出分については、受託業務量の増加による排出量の比例が大きく影響しているため、是正措置は考えないものとする

※5 令和4年12月より本社に太陽光発電パネルを設置したため、電気使用量の記載方法変更

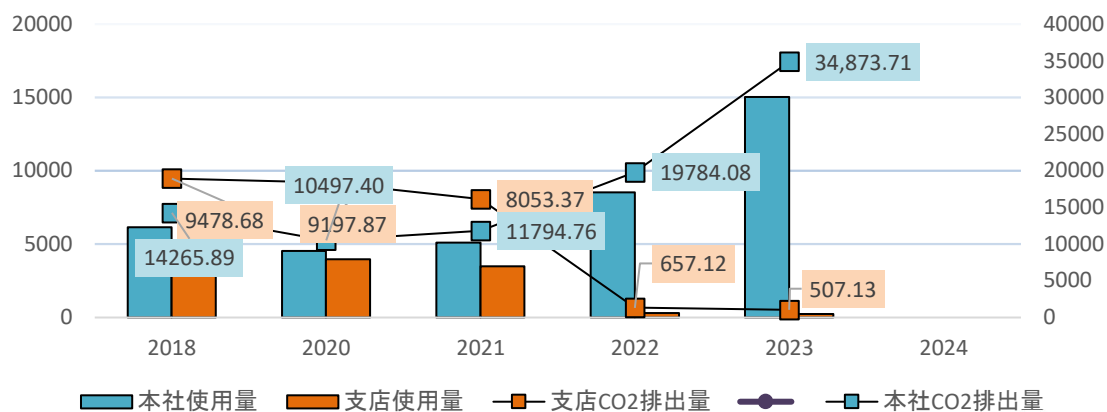
※6 菊陽支店の軽油使用量を、本社分の計上と一本化した

削減対象項目別の使用量実績と二酸化炭素排出量の推移

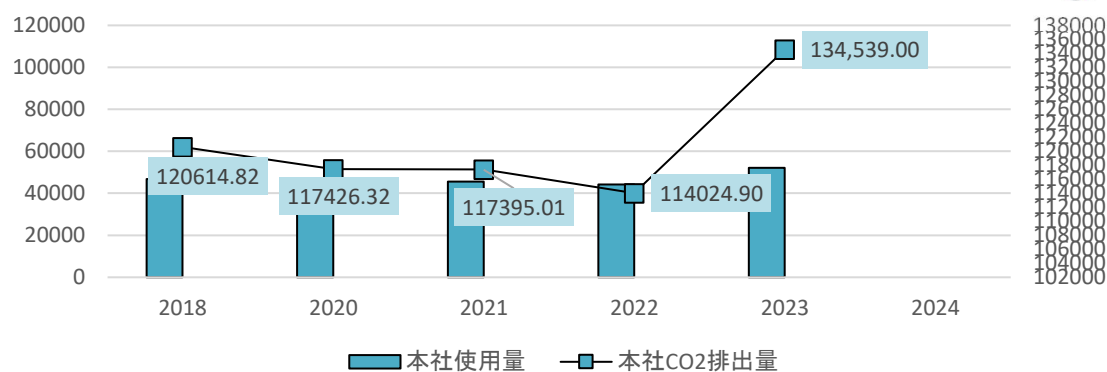
電気使用量



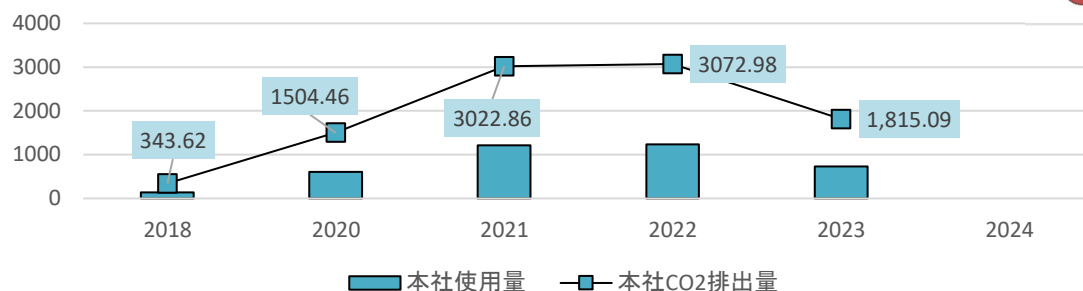
ガソリン使用量



軽油使用量



灯油使用量





二酸化炭素排出量削減項目

	具体的な活動の内容	活動に伴う働きかけ	実施時期	担 当
電気使用量	●OA機器の省電力設定を心掛ける	各自画面設定の見直し	通年	全部門
	●エアコンの適正温度での使用	適正温度ステッカー等での呼びかけ 電気使用量の周知	通年 (特に夏季)	全部門
	●エアコンフィルターの定期的な清掃		通年	全部門
	●クールビズ・ウォームビズの実施		通年 (特に夏季)	全部門
	●不在時の照明の消灯	外出時・終業時の点検	通年	全部門
ガソリン使用量	●効率的なルート設定	ガソリン使用量の周知 車輛の定期点検	通年	運転者
	●エコドライブの推進		通年	
	●タイヤの空気圧チェックなど定期的な車両点検		通年	
軽油使用量※	●乗車前点検等を含めた定期的な車両点検	軽油使用量の周知 車輛の定期点検	通年	運転者 (本社)
	●エコドライブの推進		通年	
	●車内エアコンの適正な温度設定		通年 (特に夏季)	
灯油使用量	●洗車・洗濯等でのボイラーの使用頻度見直し	ステッカー等での呼びかけ	通年	工事部 道路部
	●石油ファンヒーター使用時の適正温度、使用時間		通年 (特に冬季)	工事部 道路部



その他の負荷項目

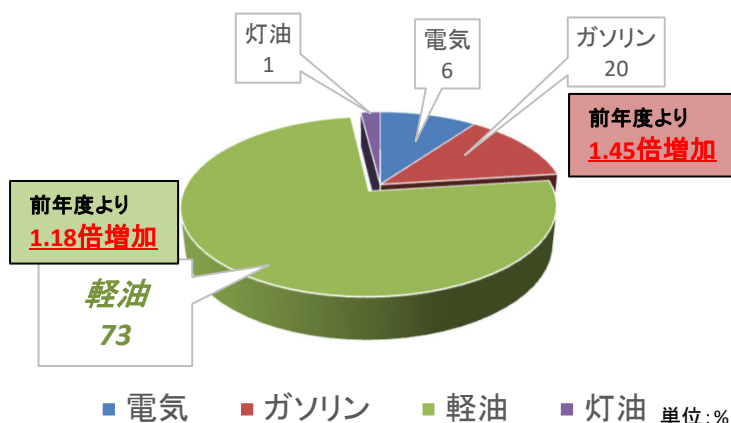
	具体的な活動の内容		活動に伴う働きかけ	実施時期	担 当
廃棄物 排出量	一般廃棄物 (自社排出分)	●分別廃棄を徹底し、資源化への意識を高める	廃棄物排出量の周知	通年	全部門
		●詰替え使用による、資源の長期使用 (洗剤・アルコール消毒液やマジック、マーカー等)			
		●マイボトル持参の推進			
	紙使用量	●両面コピーの活用 (配布チラシの余り等を活用)	紙使用量の周知	通年	全部門
		●ペーパーレスの推進 (社内間から)			
産業廃棄物 (自社排出分)	●吸引ホース等、備品機材の長期使用	分別回収の徹底・廃棄物排出量の周知	通年	工事部 道路部	
水資源	●車輛タンクへの給水時の節水（止め忘れ防止）		水使用量の周知 ステッカーでの呼びかけ	通年	工事部 道路部
	●洗車・洗濯等の節水（頻度や時間）				
	●生活用水のこまめな節水				全部門
環境に配慮 した工事	【施工実施時の環境配慮】		●工事予定箇所の念入りな調査 ●住民の方へのチラシ配布や事前挨拶 ●店舗等の営業時間・出入り口の確保 ●民家等作業周辺環境を汚染しない配慮（飛散防止マットの設置） ●最短の作業時間で終えるための、着手工程の念入りな打ち合わせ	通年	工事部 道路部
環境配慮製品 /グリーン購入推進	●再生紙の利用		再生紙やグリーン購入品の 推進	通年	全部門
	●エコマーク表示商品の優先購入				
環境活動	●地域ボランティア活動への参加		事業所周辺の美化活動の推 進（年1回以上）	通年	全部門
	●会社、土場周辺の清掃活動				

9. 全体の評価及び次年度の取組

削減項目	会社全体での二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)
電気使用量	10,889.91
ガソリン使用量	35,380.84
軽油使用量	134,539.28
灯油使用量 (本社のみ)	1,815.09
合 計	182,625.12

※18頁において、軽油使用量の一部内訳を記載

削減項目別二酸化炭素排出量割合



【取組の結果と評価・次年度の取組】

削減項目	取組の結果	次年度の取組	実施状況の評価	
			本社	支店
電気使用量	前年度に続き、本社支店共に今年度も夏季のエアコン使用量が大きく影響したようである。特に本社は4月下旬～11月初旬ごろまで冷房を使用しており、年間を通しての使用期間が年々長くなっている。加えて、夜間待機の業務が増えたことで、例年よりもその分のエアコン・照明等の使用量が増加したことも要因の一つであると考えられる。前年度比で1.29倍と、達成には及ばなかった。	特に本社では屋外での仕事が終わった帰社後の事務所でエアコン使用をもう少し工夫したい。一旦室内を急冷して、その後適正温度に戻し26～7度を維持できるよう努めたい。	×	×
ガソリン使用量	ガソリン使用の営業車が4台ほど増加し、作業現場やその準備での移動また得意先や役所等への移動も多く、それに伴ったガソリン使用量の増加が大きくなった要因となった。菊陽支店においては、営業車に電気自動車（計上→菊陽支店、使用→本社）を導入した事で、削減効果が現れた。	エコドライブを心掛け、車にも環境にも優しい運転を努める。	×	○
軽油使用量	業務量が前年度よりも増加し、軽油使用量もそれに比例する形で大幅に増加した。通年通りエコドライブの徹底に加え、定期的な点検・修理など適正な維持は継続しているが、大きく削減にはつながらなかった。	来年度も継続していく。	×	-
灯油使用量	前年度よりも大幅に削減効果が現れた。屋外待機所に設置の石油ファンヒーター3台の灯油使用量が例年大きく影響していたが、今年度より2台での稼働とし、外との境にタープ等で外気を防ぐ対策が、削減につながったようである。洗濯やシャワー等のボイラー使用も、従業員数と洗濯回数の増加が比例して前年度を上回った。	広い屋外で作業する際の暖房手段であり、従業員の体調管理に必要不可欠な器具であるので、不在時の電源オフ・こまめな強弱調整等の工夫で、徐々に使用量を抑えていく。さらに来年度には、ビニールの壁に加え待機場をタープで囲うなど、二重の防寒対策を予定している。	×	-
一般廃棄物（自社）	本社においては、昨年23%削減できたペットボトル・缶・びん等のゴミが、今年度は昨年度の1.38倍増となった。マイボトルの使用などは継続していたが、目標値には収まらなかったものの、前年度の値を更新できなかった。菊陽支店は、常駐の従業員が減少したこともあり、目標内に抑えることができた。	本社は来年も継続、菊陽支店はできるだけ最小限の排出に抑えられるよう努めたい。	○	○
紙使用量	社内回覧物に裏紙を積極的に利用したり、チラシ作成時の過剰印刷に注意した事などが目標達成に繋がった。	来年度も継続していく。	○	○
産業廃棄物（自社）	例年通りの業務で排出した自社産業廃棄物は、前年度とほぼ同様であった。昨年レポート期間には排出のなかった【がれき】【鉄くず】の分が今年度に影響し、昨年より1.17倍の増加となった。	受託分の汚泥等は売上に比例したものであるため、業務で使用した機材などから排出される廃プラなどの項目は来年度も継続したい。	×	-
水使用量	本社は前年度よりも1.06倍増加、支店は0.83倍と昨年よりは減少したが目標値には及ばなかった。本社は業務量と車両の増加に伴い、土場での洗濯頻度・タンクへの給水量が増えた。菊陽支店も、来客や社内会議等で人の出入りが増え、それに伴う水の使用量も増加した。	基準年の2018年より業務数・車両ともに増加しているため、様子を見ながら目標値の設定変更も考えたい。洗濯・洗濯の頻度、水量の節約は継続していく。菊陽支店はできるだけ最小限の使用に抑えられるよう努めたい。	×	×
環境に配慮した工事	作業内容や交通状況に適した日程選び・作業の実施ができた。住民の方からの苦情も特になく、チラシ配布から作業完了までスムーズに遂行できた。	来年度も継続していく。	○	-
グリーン購入推進	筆記具等は、長期間使用できるよう替え芯型のリフィルを利用し、廃棄物の削減に力を入れた。	来年度も継続していく。	○	○
ボランティア活動等の環境活動	会社近隣の清掃（敷地を出た枝の剪定、ゴミや落葉回収）を行った。	さらに清掃範囲を拡大し、今後も地域の環境美化に努めたい。	○	○

新しい取組

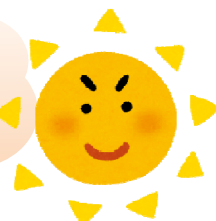
二酸化炭素排出量削減

のための取組



①太陽光発電パネルの設置

2023年度の売電量
9456kwh



令和4年12月より、本社に太陽光発電パネルを設置。
電気使用量が占める二酸化炭素排出量としては、会社全体の約7%となっているが
年々深刻化している温暖化現象によるエアコン使用期間の増加など、努力でも削減に限りがある
電気使用量については、太陽光発電パネルを設置することで今まで100%購入していた電力の
一部を自社で賄い、電気使用量及び二酸化炭素排出量の削減を実現できる取組である。

モニターで発電・売電・消費量
などの他に、**二酸化炭素排出量**も
随時確認可能。

SDGsに直結した環境を守る
取組で、さらなる社会活動への参
加を目指します。



②電気自動車の導入



本社内にEV充電器を設置



平成終期より、徐々に営業車にハイブリッド車や低燃費車の導入を開始。
令和4年度までのガソリン使用量は、目標値を下回り、二酸化炭素排出量も全体の約13%となっている。
(今年度はガソリン使用の軽バンの導入や、計上方法の変更等で本社の達成は前年度より3%増)
そして今年度、電気自動車1台を導入し、ガソリン使用量及び二酸化炭素排出量のさらなる削減につながる取組を開始した。

～その他節電のための取組～

LED蛍光灯



【社内の照明にLED蛍光灯を使用】

- 消費電力が抑えられる
- 水銀不使用
- 長期間の使用が可能

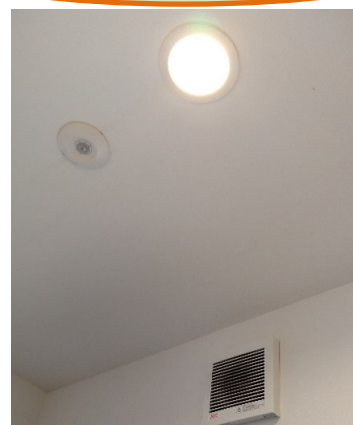
【自動スリープ】

- 使用しない時間はスリープ
モードで、消費電力を削減



複合型プリンター

人感センサー付LED



【トイレの照明を人感センサーに】

- 使用後の消し忘れ防止
- 長期間の使用が可能

【軽油使用量】の内訳（一例）



当社の二酸化炭素排出量の約8割を占める軽油使用量。予め一定の清掃ルートが決まっており、比較的排出量の算出がしやすい【路面清掃】の内訳を一例として挙げる。

路面清掃における二酸化炭素排出量

路面清掃車を使用して、道路管理者が管理する道路の車道・歩道部の塵埃や落葉等を清掃する

清掃距離（年間）…大型スーパー約2328km、小型スーパー約885km
（ただし、落葉・塵埃等の状況により、清掃回数・距離の増減あり）



【清掃前】



【清掃後】

	路面清掃車 大型スーパー		路面清掃車 小型スーパー	
月平均走行距離 (清掃以外の移動距離も含む)	586.25	km	257.42	km
月平均給油量 (清掃以外の移動距離も含む)	337.03	L	112.70	L
1kmあたりの 二酸化炭素排出量	1.74	kg-CO2	1.12	kg-CO2
1年間あたりの 二酸化炭素排出量	12,240.90	kg-CO2	3,459.68	kg-CO2
大型・小型 合計	15,700.58			kg-CO2
二酸化炭素排出量 1 t あたりの清掃可能距離	892.85	km	574.71	km
売上あたりの 二酸化炭素排出量 (千万)	1,527.9			kg-CO2

※清掃距離以外の移動も含めたおおよその走行距離

軽油使用量における二酸化炭素排出量年間合計の約10%を路面清掃が占める

作業速度7～10km/h、ブラシを回転させ散水しながらの作業であるため、燃費効率も良好とは言えないが、定期的な車両の点検・消耗部品等の早めの交換などで、常に車両に負荷がかからない状態を保ち、地域住民の方々に住みよい環境をこれからも提供していきたい。

10.環境関連法規等の順守状況の確認及び評価の結果 違反・訴訟等の有無

①-1 当社に適用される法規制等

環境関連法規名	適用法規	適用される要求事項	遵守事項	確認文書・記録等	遵守状況	部門担当者	確認者	確認日	評価
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第3条第1項 (排出事業者の処理責任)	●事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合は、排出事業者責任を全うするために、排出事業者と処理業者の間で適正な委託契約を結ばなければならない。	契約書の締結	※収集運搬及び処分業者の許可証・委託契約書の内容確認	○	岡村	岡崎	8/6	○
	第7条 (一般廃棄物処理業)	●一般廃棄物の収集又は運搬を行おうとするものは、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。	市長の許可 (熊本市長)	※一般廃棄物収集運搬業許可証	○	岡村	岡崎	8/6	○
	第14条 (産業廃棄物処理業)	●産業廃棄物の収集又は運搬を行おうとするものは、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。	熊本市長、県知事の許可 (熊本市・熊本県・福岡県)	※産業廃棄物収集運搬業許可証	○	岡村	岡崎	8/6	○
	第12条の3 (産業廃棄物管理票)	●産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡と同時に当該産業廃棄物の運搬を受託したものに對し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境法令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。	適合マニフェスト 5年間保管	※マニフェスト控え確認 ※5年間の保管確認	○	岡村	岡崎	8/6	○
	環境省令第23号	●産業廃棄物管理票交付者は都道府県知事又は政令で定める市の長に報告しなければならない。	一般…月1回熊本市長に提出 産業…年1回熊本市長、県知事に提出	※報告書控え確認 ※報告書控え確認	○	岡村	岡崎	8/6	○
特定家庭用機器再商品化法	第6条 (事業者及び消費者の責務)	●事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、排出する場合は、収集・運搬・再商品化等をする者に適切に引き渡し、料金の支払いに応じる。	TV・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの適正廃棄の実施	※処分時の手続き控えの確認	○	角田	岡崎	8/7	○
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	第7条 (事業者の責務)	●事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、認定事業者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。	パソコン、携帯電話端末、PHS端末等小型電子機器の適正廃棄の実施	※処分時の手続き控えの確認	○	角田	岡崎	8/7	○
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車Nox・PM法)	第4条 (事業者の責務)	●事業者は、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国または地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気の汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。	使用車両全てNox・PM排出基準適合及びUPM減少装置装着済	※自動車検査証での確認	○	向山	岡崎	8/9	○
	運行規制条例 (一部大都市)	●対象地域内での排出基準に適合しない車の運行を禁止する条例(東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、愛知、三重の一部の地域)	当社車両の本拠地は、左記の規制条例地域外である	※環境省HP自動車Nox・PM法での確認	○	向山	岡崎	8/9	○
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第5条 (自動車の所有者の責務)	●自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済自動車の再資源化に関する知識及び能力の向上に努めなければならない。	専門業者への適正な引渡し	※廃車に係る諸手続きの記録	○	向山	岡崎	8/9	○
騒音規制法	第5条 (規制基準の遵守義務)	●指定地域内に特定施設を設置している者は、規制基準を遵守しなければならない。	本年度該当なし	-	-	角田	岡崎	8/7	○
振動規制法	第5条 (規制基準の遵守義務)	●指定地域内に特定施設を設置している者は、規制基準を遵守しなければならない。	本年度該当なし	-	-	角田	岡崎	8/7	○
悪臭防止法	第7条 (規制基準の遵守義務)	●規制値内に特定施設を設置している者は、当該規制地域についての規制基準を遵守しなければならない。	本年度該当なし	-	-	角田	岡崎	8/7	○
水質汚濁防止法	第14条の7 (生活排水を排出する者の努力)	●生活排水を排出する者は、下水道法その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置を採るべきこととされている場合を除き、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備の整備に努めなければならない。	集水桝の設置による、流出防止対策	※簡易定期点検年2回実施	○	角田	岡崎	8/7	○
下水道法	第10条 (排出設備の設置等)	●公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者または占有者は、遅延なくその土地の公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならない。	下水使用(支店)	※第隔支店(賃貸管理物件)の下水を使用	○	春木	岡崎	8/9	○
浄化槽法	第10条 (定期検査)	●浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。	定期点検年3回 定期清掃年1回実施	※定期点検年3回 定期清掃年1回実施	○	角田	岡崎	8/7	○
フロン排出抑制法	第41条 (第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務)	●第1種特定製品の廃棄等を行おうとする第1種特定製品の管理者は、主務省令で定めるところにより、第1種フロン類充填回収業者が当該第1種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又はほかの者に委託して、第1種フロン類充填回収業者に対し、当該第1種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。	適切な場所での設置・使用、また定期点検の実施	※業者による定期点検年4回7.5kwh以上は3年に1回点検	○	角田	岡崎	8/7	○
道路交通法	第57条 (乗車または積載の制限)	●車輛の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人数または積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、または積載をして車輛を運転してはならない。	運転者による日報の記録義務、管理による機関への必要書類提出(定期)	※運転者による運転日報確認	○	向山	岡崎	8/9	○
汚染土壌の撤出等に関する規制	第4章-第18条	●汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く)は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。	該当なし	-	-	角田	岡崎	8/7	○

(熊本県生活環境の保全等に関する条例)

環境関連法規名	適用法規	適用される要求事項	遵守事項	確認文書・記録等	遵守状況	部門担当者	確認者	確認日	評価
水質の汚濁に関する規則	第2章-第40条の2	●事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公共用水域の水質を保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	集水樹の設置による、流出防止対策	※簡易定期点検年2回実施	○	角田	岡崎	8/7	○
騒音等に関する規制	第2章-第54条	●特定作業を実施しようとする者は、その特定作業の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。	該当なし	-	-	角田	岡崎	8/7	○
悪臭等に関する規制	第3章-第65条	●事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を継続的に低減するよう努めなければならない。	集水樹の設置による、流出防止対策	※簡易定期点検年2回実施	○	角田	岡崎	8/7	○
日常生活における環境への負荷の低減	第4章-第68条	●自動車等を運転する者は、自動車等の駐車（道路交通法第2条第1項第18号に規定する駐車をいう）をする場合は、やむを得ない場合を除き、当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。	運転者による運転日報の記載	※運転日報の確認	○	角田	岡崎	8/7	○
	第4章-第71条	●生活排水を排出する者は、下水道法その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に関する措置を採るべきとされている場合を除き、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備を設置するよう努めなければならない	浄化槽の設置 定期点検・定期清掃	定期点検年3回 定期清掃年1回	○	角田	岡崎	8/7	○
廃棄物の減量化及び再生利用並びに廃棄物の適正処理の推進	第6章-第83条	●事業者は、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に伴って生ずる廃棄物を分別し、及び再生利用することにより、廃棄物の減量化に努めるとともに、県が実施する自作に協力しなければならない。	事業所内での廃棄物分別処理	※廃棄物仮置き場の設置	○	角田	岡崎	8/7	○
	第6章-第85条の1	●産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物の処理を産業廃棄物の収集運搬を業とする者又は産業廃棄物の処分を業とする者に委託しようとするときは、委託しようとする処理業者がその委託に係る産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認しなければならない。	委託前の確認 →契約書の締結	※収集運搬及び処分業者の許可証・委託契約書の内容確認	○	岡村	岡崎	8/6	○
	第6章-第85条の2	●産業廃棄物の処理を処理業者に委託した排出事業者は、その委託に係る産業廃棄物が適正に処理されるよう処理の状況の定期的な確認その他の方法により監視しなければならない	マニフェスト伝票の保管	5年間の保管	○	岡村	岡崎	8/6	○

(熊本県産業廃棄物指導要綱)

環境関連法規名	適用法規	適用される要求事項	遵守事項	確認文書・記録等	遵守状況	部門担当者	確認者	確認日	評価
県外産業廃棄物の搬入に係る協議等	第2章-第7条	●県外排出事業者が、県外産業廃棄物を県の区域内（熊本市を除く）において処分するために搬入しようとする場合、知事はあらかじめ当該県外排出事業者から、県外排出事業場又は処分する産業廃棄物の処理の用に供する施設ごとに、県外産業廃棄物搬入事前協議書により協議を受けるものとする。	福岡県・宮崎県・鹿児島県の県知事の許可	※産業廃棄物収集運搬業許可証	○	岡村	岡崎	8/3	○

②遵守状況と違反・訴訟の有無

環境関連法規等の遵守評価の結果、違反はありません。

また、行政や住民からの指摘・訴訟などはありませんでした。

(2024年10月31日)

SDGsへの取組

SDGs 登録事業者登録証



協和清掃企業のSDGs宣言

わたしたちは、国連のSDGs（持続可能な開発目標）に賛同し、事業活動を通じて、持続可能な地域社会づくりに貢献します。

1. 地域と連携して、安全・安心な地域社会づくりに貢献します
2. 清掃事業を通じて、地域の環境保全に努め、住み続けられる街づくりに貢献します
3. 社員の健康増進や働きがい向上のため、健康経営を推進します



わたしたちのSDGs 有限会社協和清掃企業



環境問題は地球規模でその重要性が論じられ、自然環境に対する認識が改めて問われています。
私たちは直接、環境問題にかかわる業種として企業活動を通じ、いささかでも環境保全に寄与貢献出来るよう、また住民の皆様々に信頼され愛される地元企業としておこしくばたきたいものと、日々努力を重ねております。
これからも皆様方のニーズにお答えできるよう業務の拡充を図っていきたくと考えております。



協和清掃企業の目指す姿



写真(上) ... 下水道や側溝・水路清掃など、快適で住み良い環境作りの実現
写真(中) ... ボランティア活動による、地域に根差した環境保全への貢献
写真(下) ... 汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプ場の維持管理業務において、ISO55001(アセットマネジメントシステム)の認証を取得

- 社員の健康や働き甲斐の向上
- 安心・安全で快適な地域社会の実現
- 環境保全への貢献

社員・お客様・地域を軸とし、様々な環境活動の積み重ねで、持続可能な地域社会の実現を目指します

11.代表者による全体の取り組み状況の評価及び見直し結果

①全体の評価

エコアクション21の取組開始より5年、昨年度は太陽光発電パネル設置・電気自動車の導入、加えて本社にEV充電器の設置など、二酸化炭素排出量削減目標を叶える新たな取組を開始したが、今年度は昨年度よりも1.25倍売電へ回すことができた。前年度、石油ファンヒーター等の使用で大幅に上回った灯油使用量が、前年度の60%削減できた。3台→2台に台数を減らし、待機場や車庫をビニールの壁で仕切り外気の侵入を防ぐ対策に加え、更にタープで暖気が逃げない工夫などを施したことなどで、効果が大幅に表れたようであった。今後さらなる努力を継続し、目標達成を目指していきたい。

②見直すべき点

- | | |
|-----------------|----------|
| ● 経営方針 | 変更の有無： 無 |
| ● 環境経営目標・環境経営計画 | 変更の有無： 無 |
| ● 実施体制 | 変更の有無： 無 |

③本プログラムを運用しての感想

社員と一丸となって地球環境に取り組む中、大きな削減結果を出す事は本当に難しいと実感する。その中でも、特に今年度は社内でマイボトル推奨が浸透し、飲料系のゴミを23%削減できた。小さなことでも環境配慮に繋がる積み重ねを、これからも継続していきたい。社内での目標達成にとどまらず、周辺の清掃活動などを通じて、地域に根付いた環境活動を実現したい。

2024年7月31日



有限会社 協和清掃企業

代表取締役 角田 桂一



有限会社 協和清掃企業

TEL 096-388-0777 FAX 096-388-0778

